相続定期預金

令和７年４月１日現在適用中

１．商品名	相続定期預金「つながり」
２．販売対象	個　人（個人事業者を含む） ・当金庫又は他の金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資にお預けいただける個人のお客さま。 ・相続手続き完了後１年以内に取得した資産とします。 ただし、相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れできます。（不動産換金代金については、相続手続き完了後１年を経過した場合でも、相続不動産の売却に相応の時間を要した場合、売買契約書、売買代金計算書等により確認出来た場合は取扱い可とします。） ※ 相続によらない資産（すでに当金庫にお預けいただいた預金など）では、本商品をご利用できません。 ※ 当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めのお客様が対象です。
３．期間	・定型方式 １年・２年・３年 ※ 定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いといたします。ただし、２年契約の場合は中間利払の利息の支払いは子定期の取り扱いはいたしません。 ※ 上乗せ金利の適用は初回のみといたします。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入　証書式のみのお取扱いとなります。 ・スーパー定期預金　100 万円以上 10,000 千円未満で、相続金額内（1 円単位） ・大口定期預金　1,000 万円以上相続金額内（1 円単位）

５．払戻方法	・満期日後に一括して払戻します。
６．利息 （１）適用金利

（3）計算方法	1 年前の応当日までの間に到来する、預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（自動継続後は、約定利率×70%）により計算します。中間利払利息を自動的に定期預金（子定期）にする取扱いはいたしません。中間払利息については、現金払いもしくは普通預金口座への振替を選択してください。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7．税金	お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。 ※ スーパー定期の場合、マル優のお取扱いができます。（他の金融機関との共通枠〔350 万円〕で非課税）（障がい者等の少額非課税貯蓄制度）が利用できます。
8．中途解約時の取扱い	・当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、別表（後記）の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日までの前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 ・中間利払が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
9．お預入れに必要となるもの	1．当金庫で相続手続きをされた方 ① 本人確認書類 ② お届け印 2．他金融機関で相続手続きをした顧客は契約時に以下の確認書類を徴求する。ただし、「遺産分割協議書」がある場合は③～⑤が省略できる場合がありますので、その写しをご用意ください。（ただし、相続時の書類を利用させていただく場合「個人情報の利用に関する同意書」に同意をお願いいたします。） ① 本人確認書類 ② お届け印 ③ 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類

	（例：金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書） ④ お預けされる方が相続人であることを確認できる書類 （例：戸籍謄本（または改製原戸籍謄本）、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）、金融機関に提出した相続依頼書） ⑤ 相続による取得金額が確認できる書類 （例：金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書） ３．相続内容が確認できる書類 ・原資が死亡保険金の場合 保険会社から送付された保険金等支払通知書等 ・原資が不動産、有価証券等の換金代金の場合 売買契約書、売却代金計算書等
１０.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧になるか、窓口にお尋ねください。
１１．苦情処理処置、紛争解決処置	・苦情処理処置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間９：00～17：00）にお申し出ください。 ・紛争解決処置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間９：00～17：00）にお申し出ください。 　また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申込みいただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談

	センターもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
１２．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によっておひとり元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。

中途解約利率

※スーパー定期預金の場合

預入期間＼契約期間	1か月以上　3年未満
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%
1年以上 1年6か月未満	約定利率 70%
1年6か月以上 2年未満	
2年以上 2年6か月未満	
2年6か月以上 3年未満	

（注）小数点第四位以下切捨て

中途解約利率

※大口定期預金の場合

１．預入期間が1か月未満の場合（解約日が契約日の1か月後の前日以前の場合）下記AからCのうち最も低い利率を適用します。

２．預入期間が1か月以上の場合（解約日が契約日の1か月後応当日以降の場合）下記BとCのうち低い方の利率を適用します。

A.解約日現在の普通預金利率 B.約定利率－約定利率の 30%（小数点第四位以下切捨て） C.約定利率－（基準金利－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数 ※ 約定利率：証書等に表示の契約時の利率

基準金利：解約日にこの預金の元本を証書等に表示の満期日までに預入するとした場合に適用される解約日現在の店頭表示金利 約定日数：契約日から満期日の前日までの日数 預入日数：契約日から満期日の前日までの日数

※B,C の算式で計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。

※算出した利率が 0 パーセントより低い利率となる場合は 0 パーセントを適用します。